

山村広場グラウンドにおける無人航空機（ドローンなど）の飛行について

100g以上の無人航空機（ドローンなど）を屋外で飛行させる際は、国土交通省の「飛行許可・承認手続」が必要な場合があります。

**下記の特定飛行に該当する場合は、必ず国土交通省の飛行許可・承認を得て実施してください。
(適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させる等した場合は、懲役又は罰金に科せられます。)**

航空法 特定飛行に該当する10の飛行				
 空港などの 周辺上空	 人口集中地区 (DID)上空	 地表or水面から 150m以上	 緊急用務空域	 人又は物件と 30m未満の飛行
 夜間飛行	 目視外飛行	 催し場所上空	 危険物の輸送	 物件投下

(ドローンジャーナルの記事より)

■ 無人航空機の飛行許可・承認手続について



(リンク先：国土交通省HP)